

マージン率等の情報提供について

① 令和7年6月1日付 派遣労働者数

2 人

② 令和7年度 (令和6年2月1日 ~ 令和7年1月31日) 派遣先事業所数 (実数)

1 事業所

③ 令和7年度 (令和6年2月1日 ~ 令和7年1月31日) 労働者派遣に関する料金の額の平均額

55,304 円 (8 時間 全業務平均)

④ 令和7年度 (令和6年2月1日 ~ 令和7年1月31日) 派遣労働者の賃金の額の平均額

30,531 円 (8 時間 全業務平均)

⑤ 令和7年度 (令和6年2月1日 ~ 令和7年1月31日) マージン率

44.8 %

$$\text{マージン率} = \frac{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間) 当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間) 当たりの賃金の額の平均額} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間) 当たりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right]}$$

マージンには、営業利益以外に法定福利費、その他経費(教育訓練費、福利厚生費、有給休暇取得、募集採用費、労務管理費、事務所費、光熱費、車両費等)なども含まれております

⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

☒ 締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲： すべての派遣労働者

当該労使協定の有効期間の終期： 令和8年3月31日

☐ 締結していない

⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容

訓練種別	対象者となる派遣労働者 雇入時・派遣中・待機中など	訓練方法 OJT・OFF-J	訓練費用負担額 無償・有償	賃金支給 有給・無給
ビジネスマナー研修	雇入れ時	OFF-JT	無償	有給
CAD研修	派遣中	OJT	無償	有給

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先

相談窓口： 森山 勝久

連絡先： 072-960-5151

⑧ その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項 (福利厚生など)

寮社宅あり、社会保険加入

事業所名 恒徳アイデック株式会社

許可番号 派27-305057